

千葉県報		号外 令和7年3月21日
目次		
公安委員会規則	千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	一
議会告示	千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示	五
公安委員会規則		
千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月21日 千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子		
千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		
千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。 第2条第4項ただし書中「第4号」を「第5号」に改め、同項第2号中「第94条第1項」の次に「（法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第3号中「（以下「免許証の再交付申請」という。）」を削り、同項第8号中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「第30条の12第1項」を「第30条の10第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第105条の2第1項」に改め、同項中同号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する免許証の更新」を「の規定による免許証等の更新」に、「免許証の更新申請」を「免許証等の更新申請」に改め、同号ア中「第92条の2第1項の表の備考一の2」を「第95条の6第1項の表の備考一のロ」に改め、同号イ中「第92条の2第1項の表の備考一の3」を「第95条の6第1項の表の備考一のハ」に改め、同項中同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。 （4）法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請（以下「特定免許情報の記録申請」という。） 第2条第4項に次の4号を加える。 （10）施行規則第30条の12第2項又は第3項の規定による運転経歴証明書の返納の届出（以下「証明書の返納届出」という。） （11）法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請（以下「経歴情報の記録申請」という。） （12）施行規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所、氏名又は生年月日の変更の届出（以下「経歴情報に係る住所等の変更届出」という。） （13）施行規則第30条の16第2項の規定による運転経歴情報の抹消の届出（以下「経歴情報の抹消届出」という。） 第2条第5項中「次の各号」を「同項第2号から第4号まで、第5号（アに係る部分に限る。）及び第6号から第13号まで」に改め、同項ただし書中「第3号」を「同項第5号（アに係る部分に限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第6項中「である」を「又は一般運転者である」に、「免許証の更新申請」を「免許証等の更新申請」に、「当該優良運転者」を「当該申請者等」に改める。 第9条の2第2号中「又は法」を「、法」に改め、「運転免許証の写し」の次に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写し（同項各号（第5号を除く。）に掲げる事項が記載され、及び同項の写真が表示された券面の写しに限る。）」を加える。 第18条の2第1項第1号中「免許証の更新申請」を「免許証等の更新申請」に改め、同項第2号中「免許証の更新申請（優良運転者に係るものに限る。）」を「免許証等の更新申請」に改め、同条第2項ただし書中「ただし、」の次に「第1号若しくは第2号に該当する場合であつて」を加え、同項に次の1号を加える。 （3）免許情報記録個人番号カード（法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）を有するとき。 第18条の2に次の2項を加える。 3 施行規則第21条の2第1項に規定する特定免許情報記録申請書を運転免許課長等又は署長を経て公安委員会に提出する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定免許情報記録申請書には、申請用写真の添付を要しない。 （1）免許を現に受けている者のうち当該免許について免許証のみを有する者が特定免許情報の記録申請をするとき。 （2）法第103条の2第4項又は第106条の4第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による免許情報記録の抹消を受けた者が当該抹消を受けた後初めて特定免許情報の記録申請をするとき。 4 免許を現に受けている者のうち当該免許について免許情報記録個人番号カードのみを有するものが施行規則第21条の9第1項に規定する運転免許証交付申請書を運転免許課長等を経て公安委員会に提出する場合において、当該運転免許証交付申請書には、申		

(金曜日)令和7年3月21日

第 1 9 条の 2 第 1 項中「証明書の交付申請」の次に「、経歴情報の記録申請」を加え、

「及び」を「、経歴情報に係る住所等の変更届出及び」に、「運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書」を「運転経歴証明書交付等・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項等変更届出書」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 証明書の交付申請又は経歴情報の記録申請をしようとする者が前項に規定する運転経歴証明書交付等申請書を運転免許課長等又は署長を経て公安委員会に提出する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該運転経歴証明書交付等申請書には、申請用写真の添付を要しない。

(1) 自ら現に受けている免許に係る免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示して行う免許の取消し申請と同時に経歴情報の記録申請を行うとき。

(2) 運転経歴証明書のみを有する者が経歴情報の記録申請をするとき。

第 1 9 条の 2 第 3 項中「第 3 0 条の 1 3 第 1 項第 2 号」を「第 3 0 条の 1 1 第 1 項第 2 号」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 証明書の返納届出は、運転経歴証明書返納届 (別記第 1 1 号様式の 4) を公安委員会に提出して行う。

第 1 9 条の 2 に次の 1 項を加える。

5 運転経歴情報の抹消届出は、運転経歴情報抹消届 (別記第 1 1 号様式の 5) を公安委員会に提出して行う。

別記第 1 0 号様式中

「

免許証交付年月日	年	月	日
----------	---	---	---

」を

「

免許証交付年月日	年	月	日
免許情報記録の番号	第	号	
特定免許情報の記録等年月日	年	月	日

」に改

第 1 1 号様式の 3 (第 1 9 条の 2 第 1 項)

運転経歴証明書交付等・再交付申請書
運転経歴証明書記載事項等変更届出書

1. 新規申請 2. 再交付申請 3. 記載変更
千葉県公安委員会 様

申請日	年	月	日			受付場所
フリガナ				性		手数料
氏名				別		
生年月日	年	月	日	電話番号		
本籍・国籍等 (1に本籍)				住所		

変更がある場合は、変更箇所に記入をしてください。

フリガナ		変更部分のみ記入													
新氏名															
新住所															
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの		運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード													
個人番号カードの効力		有効・無効													
確認書類 ・住民票 (本籍あり・なし) ・個人番号カード・表示変更証明書 (住・在留カード・保険証 (資格確認書) ・その他 (	変更内容	1	2	3	8										
再交付申請理由	1 亡失 2 盗難 3 滅失 4 汚損 5 破損 7 記載内容変更 8 写真変更 9 その他	住所	氏名	氏・住	氏・住	氏・住	氏・住	氏・住	氏・住	氏・住	氏・住	氏・住	氏・住		
交付年月日 照会番号	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
照会結果	照会日時	年	月	日	照会先:	県内取消	県外取消	県内失効	県外失効						
運転経歴証明書の番号								年	月	日	公安委員会交付				
運転経歴情報記録の番号								年	月	日	公安委員会記録				
免許証の番号								年	月	日	公安委員会交付				
免許情報記録の番号								年	月	日	公安委員会記録				
初回交付日 交付番号	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
取消日	年	月	日	取消番号											
免許種別	大型	中型	普通	大型	小型	普通	小型	大型	中型	普通	小型	大型	中型	普通	小型

別記第 1 1 号様式の 3 の次に次の 2 様式を加える。

第11号様式の4（第19条の2第4項）

受付場所

運転経歴証明書返納届

年 月 日

千葉県公安委員会 様

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

運転経歴証明書の写し	
------------	--

第11号様式の5（第19条の2第5項）

受付場所

運転経歴情報抹消届

年 月 日

千葉県公安委員会 様

フリガナ	
氏名	
生年月日	

現に受けている運転経歴情報		運転経歴情報の番号		第 号 年 月 日 公安委員会記録															
		第一種免		二・小・原		年 月 日													
		免許の種類		第一種免															
		第一種免		その他		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大自二	中二	普二	大特二
免許年月日・種類		第二種免許		年 月 日															

別記第12号様式中

手数料	①	③	⑤
	②	④	⑥

を

※手数料	
------	--

に改

める。
別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第20条第1項）

初心運転者講習受講申請書										年 月 日	
様											
申請者 住所 氏名 生年月日											
受けようとする講習の種類											
初心運転者講習		通知年月日		年 月 日							
初心運転者講習		通知受領年月日		年 月 日							
現に受けています				公安委員会							
交付公安委員会											
免許証番号				交付年月日		年 月 日					
公安委員会											
記録等				記録年月日		年 月 日					
記録情報											
免許取得年月日				進中型		普通		大型二輪		普通二輪	
免許の条件				年月日		年月日		年月日		年月日	

受講済証明書発行番号 第 号

別記第14号様式中

「千葉県公安委員会 殿」を「千葉県公安委員会 様」に、

免許交付年月日	・ ・	都道府県公安委員会交付	
免許の種類	第一種		第二種
	大型	中型	小型
	普通	普通	普通
	普通	普通	普通
	普通	普通	普通
	普通	普通	普通
	普通	普通	普通
	普通	普通	普通
	普通	普通	普通
	普通	普通	普通

「講習手数料を「講習手数料 証紙貼付」に改める。 附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

千葉県議会

告示

千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

千葉県議会議長 瀧田 敏幸

千葉県議会告示第一号

千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年千葉県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第四条第一号二中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五条第一項第三号中「保有個人情報」の下に「又は千葉県議会事務局の職員が取得し、若しくは取得しようとしている個人情報であつて保有個人情報として取り扱われることが予定されているもの」を加え、同条第二項第二号中「保有個人情報」の下に「（前項第三号に定める事態にあつては、保有個人情報又は同号の保有個人情報の取得として取り扱われることが予定されているもの）」を加える。

第九条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、令和七年三月二十四日から施行する。

購読料
本号
一部

一八円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八